

中小企業組合共同施設等災害復旧事業費補助金実施要領

第1 通則

中小企業組合共同施設等災害復旧事業費補助金の交付については、静岡県補助金等交付規則(昭和31年静岡県規則第47号)並びに中小企業組合共同施設等災害復旧事業費補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)によるほか、本実施要領に定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要領において、「組合」とは、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法第14条に定める事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会、協業組合又は商工組合若しくは商工組合連合会をいう。
- (2) この要領において「共同施設」とは、倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場及び原材料置場とする。
- (3) この要領において「利用構成員」とは、施設を利用する組合の構成員とする。協同組合連合会及び商工組合連合会にあっては、その会員たる組合の組合員を含む。

第3 補助の対象となる共同施設の要件

激甚災害による被災区域のうち、組合(その施設の災害復旧に要する経費が30万円未満であるものを除く)の当該施設でその市町村の区域内にあるものの復旧に要する経費の総額を、当該組合の数で除して得た額が150万円以上の市町村の区域内にある次の(1)及び(2)に該当する共同施設とする。

- (1) その施設の災害復旧事業に要する経費が30万円以上の組合の共同施設のうち、倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場及び原材料置場であり、当該組合の運営上経済効果の小さいもの及び当該施設の規模又は能力が当該施設を利用する組合の利用構成員の規模又は利用量に比して著しく大でないもの
 - ア 運営上経済的効果の小さいものは、次のいずれにも該当しないもの及び利用者が利用構成員の30パーセント未満であるものをいう。
 - (ア) 利用構成員が生産事業、販売事業等の資格事業の一部を実施する際利用する組合の共同施設
 - (イ) 定款に記された組合の事業を行うために利用される共同施設
 - イ 当該施設の規模又は能力が当該施設を利用する利用構成員の規模や利用量に比して著しく大であるものは次のいずれかに該当するもの等をいう。
 - (ア) 利用構成員全体の事業規模が共同施設の能力の80パーセント未満である施設
 - (イ) 共同施設を利用する構成員数が利用構成員の30パーセント未満である施設
- (2) 次のいずれかに掲げる組合の共同施設であるもの
 - ア その施設の災害復旧事業に要する経費の総額を利用構成員(協業組合にあっては、組合員)の数で除して得た額が10万円以上の組合の共同施設。ただし、利用構成員の数は、災害発生時点の数とする。

イ 利用構成員のうち、激甚災害による被災区域内に事業所を有し、かつ、当該激甚災害により当該区域内にある事業所又は主要な事業用資産について全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる損害を受けたものの数が利用構成員の総数の100分の30を超える組合の共同施設

第4 災害復旧事業の対象となる施設

共同施設のうち、別表1に掲げるもので、次に掲げるものとする。なお、災害を受けた共同施設の残存物件の取壊しに要する費用、整地費、排土費を附帯工事費として算入するものとする。ただし、(4)設備(業務に不可欠な機械及び装置を含む。)については、専ら組合事業のために用いられ、財務諸表に資産計上されている場合に限り、補助対象とする。

- (1) 建物
- (2) 建物以外の工作物
- (3) 土地
- (4) 設備(業務に不可欠な機械及び装置を含む。)

第5 復旧費

- (1) 復旧費算出の原則

復旧費は、被災共同施設を原形に復旧するものとして算出することを原則とするが、原形に復旧することが不可能な場合においては、当該共同施設の従前の効用を復旧するための共同施設にするものとして算出し、原形に復旧することが著しく困難であるか又は不適當である場合においては、当該共同施設に代るべき必要な共同施設にするものとして算出する。

- (2) 復旧費の算出等

復旧費は、現在適正単価による

第6 建物の被害区分

建物の復旧費の基礎となる被害区分は次のとおりとする。

- (1) 全壊

建物の全部又は一部が滅失又は倒壊し、新築して復旧する必要がある状態にあるもの

- (2) 半壊

建物の主要構造部が被災し、補強して復旧することが著しく困難又は不適當で改築しなければならない状態にあるもの

- (3) 補修(大破以下)

ア 大破

建物の主要構造部が被災し、補強して復旧することが可能な状態にあるもの。

イ 大破にいたらないもの

建物の主要構造部に一部又はそれ以外の部分が被災し、補修又は補強して復旧することが可能な状態にあるもの

第7 復旧事業費の範囲

復旧事業費とは次に掲げる工事とし、復旧事業費の構成は、別紙のとおりとする。

(1) 本工事費

事業の主体をなす施設の工事（工事に必要な仮設工事を含む。）の施工に直接必要な労務費及び材料費（材料の運搬費及び保管料を含む。）並びに機械器具損料、営繕損料のほか諸経費（別表2 諸経費率）を含むものとする。

(2) 附帯工事費

本工事費に附帯して設ける工事（工事に必要な仮設工事を含む。）に要する経費（諸経費を含む。）とする。

(3) 設備費

業務に不可欠な機械及び装置の費用（据付費を含む。）とする。

第8 適用除外

次に掲げるものは、災害復旧事業の適用を除外する。

- (1) 工作物及び土地で当該施設を復旧しなくても他の施設等に被害を及ぼす恐れのないもの又は業務上、治安上放置しても支障がないと認められるもの
- (2) 既に施工済み又は施工中の工事のうち写真等の資料により、被災事実の確認できないもの
- (3) 災害復旧事業以外の事業の工事施工中に生じた災害に係るもの（この場合の工事施工中に生じた災害とは工事請負契約書に記載された着工の日から引き渡し完了の日までの間に生じた災害をいう。）
- (4) 工事が粗漏である場合における手直し等に要する経費

第9 補助金交付申請までの手続

補助金交付申請を行うとする組合は中小企業組合共同施設等災害復旧事業計画書（様式第1号）等を提出し、知事の審査を受けるものとする。審査の結果、申請が認められた組合は、交付申請書を提出するものとする。

(1) 提出書類 各1部

ア 事業計画書

イ 令和元年10月11日から同月14日までの間の暴風雨及び豪雨による被災であることを証する書類

ウ 補助を受けようとする施設の災害前の状況を証する書類

高度化事業実施計画書（添付書類を含む）、固定資産課税台帳、償却資産課税台帳、建築物定期報告書、減価償却計算書（税務申告書）、不動産登記簿謄本、減価償却台帳、工事請負契約書、売買契約書、建築確認申請書又はこれらの書類と同程度の証明が可能な書類

エ 組合の利用構成員及びその数を証する書類

中小企業等協同組合法等により主たる事務所に備えることとされている組員名簿

の写し又は同写し程度に証明が可能な書類

オ 必要な場合は利用構成員の被災状況を証する書類

構成員に係る被災の証明書

カ 知事が必要と認める書類

(2) 計画書の提出期限

別に定めるものとする。

第10 審査

(1) 令和元年10月11日から同月14日までの間の暴風雨及び豪雨による被害であるかどうかを確認するとともに、被災施設の原形及び被災状況を審査し、原則として実地調査を行うものとする。

(2) 審査の結果は、書面にて通知する。

附 則

この要領は、令和元年度分の補助金に適用する。

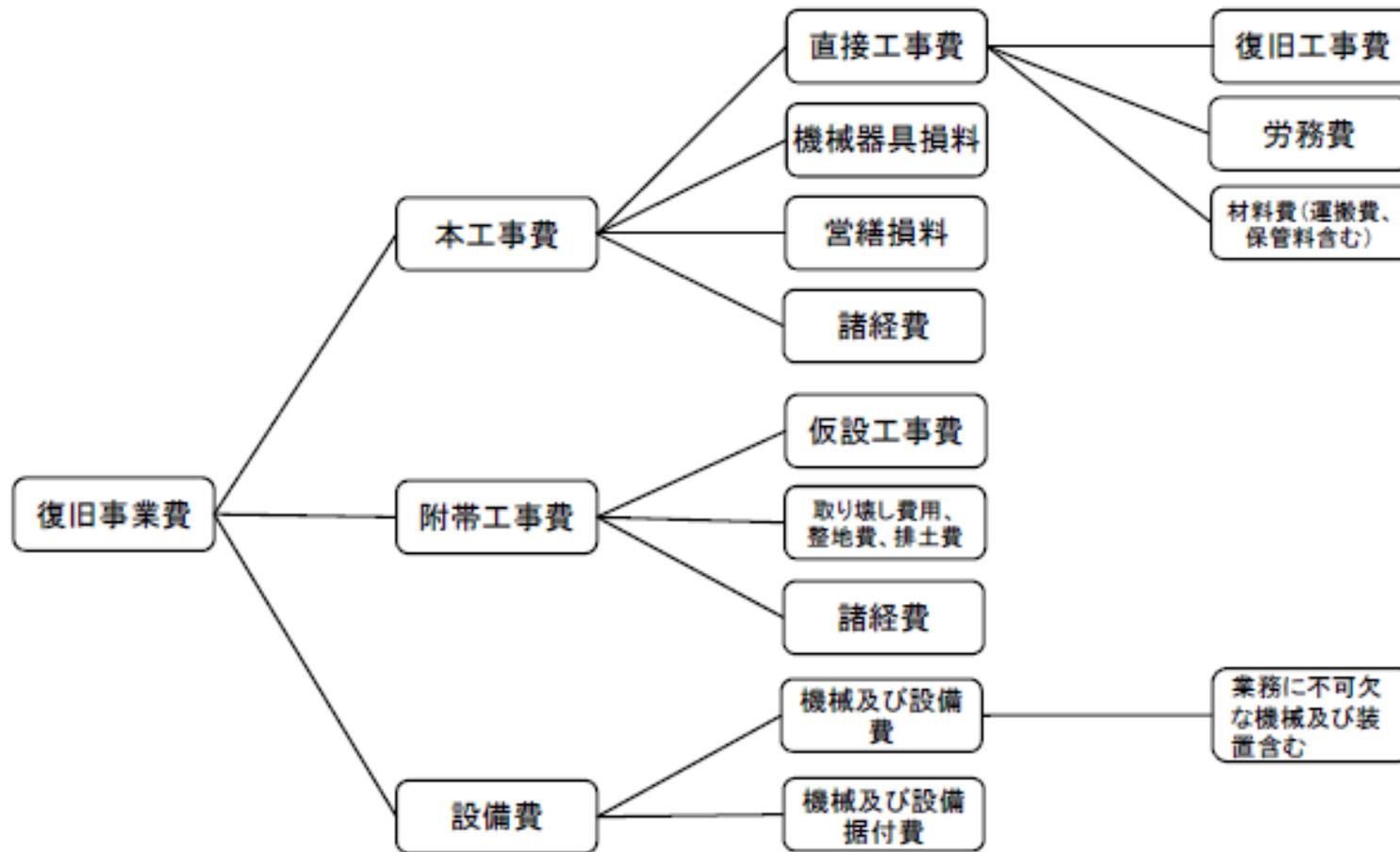
別表1 共同施設の種類

共同施設	内 訳
倉 庫	商業倉庫、製品倉庫、原材料倉庫、備品倉庫その他の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業の用に供する倉庫
生産施設 加工施設	鉱業施設、製造業（日本標準産業分類大分類E分類番号0911～3299）の用に供される製造施設
販売施設	共同市場、共同店舗、教養文化施設、スポーツ施設、アーケード、カラー舗装、駐車場、イベント広場、公園、緑地、公衆便所、その他商店街の機能を高める施設
検査施設	製品検査施設、原材料検査施設、機械装置検査施設、車両運搬具検査施設、工具検査施設、器具検査施設、備品検査施設、臨床検査施設
共同作業場	配送センター、出荷施設、集荷施設、廃棄物処理施設、共同車検場、こん包場
原材料置場	原材料受入れ施設、原材料貯蔵施設、原材料運搬施設

別表2 諸経費率

区 分	率
建物復旧	15%以内
工作物復旧	15%以内
設備復旧	0%

別紙 復旧事業費の構成



様式第 1 号

令和 年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
名 称
代表者 氏 名 ⑩

中小企業組合共同施設等災害復旧事業費補助金事業計画書

中小企業組合共同施設等災害復旧費補助金の交付を受けたいので、下記の書類を添えて提出します。

記

- 1 被災共同施設等復旧事業計画書(様式第 2 号)
- 2 令和元年 10 月 11 日から同月 14 日までの間の暴風雨及び豪雨による被災であることを証する書類
- 3 補助を受けようとする施設の災害前の状況を証する書類
- 4 組合の利用構成員及びその数を証する書類
- 5 必要な場合は利用構成員の被災状況を証する書類

様式第 2 号

被災共同施設等復旧事業計画書

1 - 1 事業内容

(1) 組合の概要

名称			
所在地			
代表者 (役職・氏名)			
出資金	万円	設立年月日	
組合区分	<input type="checkbox"/> 事業協同組合 <input type="checkbox"/> 協業組合 <input type="checkbox"/> 事業協同小組合 <input type="checkbox"/> 商工組合 <input type="checkbox"/> 協同組合連合会 <input type="checkbox"/> 商工組合連合会		
組合の事業			
組合の 事業区域			
組合員の 業種			
利用構成員 (組合員)数			
担当者	所属: 電話番号: E-mail:	役職・氏名: FAX:	

(注)

- 1 利用構成員（組合員）数は、協同組合連合会及び商工組合連合会にあつては、その会員たる組合の組合員数を含む。
- 2 出資金は、中小企業組合共同施設等災害復旧事業費補助金事業計画書(様式第 1 号)の提出時の数値を記入すること。
- 3 利用構成員（組合員）数は、中小企業事業組合共同施設等災害復旧費補助金事業計画書(様式第 1 号)の提出時の数値を記入すること。
- 4 組合員の業種、組合の事業及び組合の事業区域は定款に基づき記入すること。

2-1 復旧事業の内容

復旧事業の内容	
特筆すべき事項	<input type="checkbox"/> 遡及申請 <input type="checkbox"/> 原形復旧 <input type="checkbox"/> 構造変更 <input type="checkbox"/> 規模変更 <input type="checkbox"/> 合築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 施設等全て流失
実施スケジュール	
復旧事業に係る資金計画等	
暴風雨及び豪雨による影響等	

3-1 補助要件の確認

(1) 利用構成員(組員)1人当たりの復旧事業経費

共同施設の復旧事業経費総額(B)／組合の利用構成員(組員)数(A) = 10万円以上	組合の利用構成員(組員)総数(A)		名
	内訳	施設復旧事業経費	円
		設備復旧事業経費	円
	合計(B)		円
	(B)／(A)		

(注)

- 施設復旧事業経費及び設備復旧事業経費は、それぞれ3-1「復旧事業経費の配分」で記入した金額と一致させること。
- 利用構成員(組員)数は、災害発生時点の数とすること。

(2)利用構成員の被災率（必要な場合のみ記入）

被災した利用 構成員 (組合員)名	事業所又は主要な事業用 資産の所在地		被災した事業 所又は事業用 資産名	被災の程度	
				<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 流失 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> その他これらに準ずる損 害 ()	
				<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 流失 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> その他これらに準ずる損 害()	
				<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 流失 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> その他これらに準ずる損 害()	
被災した利用 構成員 (組合員)数 (C)	名	組合の利用構 成員(組合員) 数(D)	名	(C) / (D) (全体の3 割以上)	%

(注)

- 1 上記「(1) 利用構成員1人当たりの復旧事業経費」で(B) / (A)が10万円未満
だった場合のみ記入すること。
- 2 「被災の程度」欄に示した損害程度を明らかに下回る軽微な利用構成員の被災につい
ては記入しないこと。
- 3 り災証明書等, 記入した事業所又は事業用資産に係る被災の証明書を添付すること。
- 4 利用構成員(組合員)数は、災害発生時点の数とすること。

4-1 復旧事業を行う施設の内容【共同施設】

(4)-1 共同施設(建物、工作物、土地)

整理番号						(整理番号欄は、被害を受けた施設ごとに番号を振ること)
共同施設の種類(別表1)	<input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> 生産施設 <input type="checkbox"/> 加工施設 <input type="checkbox"/> 販売施設 <input type="checkbox"/> 検査施設 <input type="checkbox"/> 共同作業場 <input type="checkbox"/> 原材料置場					
別表1の内訳に該当する施設名			施設の名称			
所在地						
種類・構造			用途			延床面積 m²
被災前の施設の能力 (保管, 生産等の能力) 及び事業規模・利用状況	施設の能力: 事業規模・利用状況:		施設を利用する組合員数 (員外利用がある場合は員外利用者数を別記)	名・団体 (他員外 名・団体) 計 名・団体		
被害の概要 (施設及び敷地内)			被害区分	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 補修 (<input type="checkbox"/> 大破 <input type="checkbox"/> 大破にいたらない)		
り災証明書の有無	<input type="checkbox"/> 有(証明書の写しを添付) <input type="checkbox"/> 無		(証明書の有無に関わらず、施設の被害状況の詳細がわかる資料・写真等を添付すること)			
復旧事業の内容	復旧事業区分		内容			
	<input type="checkbox"/> 建物 <input type="checkbox"/> 工作物 <input type="checkbox"/> 土地	<input type="checkbox"/> 修理・修繕 <input type="checkbox"/> 建替 <input type="checkbox"/> 附帯工事				
施工完了(予定)年月日			復旧事業経費	円		

(注)

- 1 本事業により復旧を行う施設（建物・建物以外の工作物）ごとに記入すること。複数の施設が被害を受けた場合は、別シートを追加し、それぞれ記入すること。
- 2 被災前の施設の能力及び事業規模は、本来の施設の保管、生産等能力と実際の事業規模を対比して記入すること。
- 3 復旧事業の内容には、復旧事業区分に応じて、以下の内容を明記すること。また、事業内容や事業区分が適正であることを証する書類を添付すること。
（修理・修繕の場合）補強・補修箇所
（建替の場合）建築に要する手続き状況、建築制限の有無

4-2 復旧事業を行う施設の内容【共同設備】

(4)-2 共同設備

整理番号	No.	被災設備の名称	台数	被害の概要, 程度	復旧事業区分	復旧事業の内容/仕様 (メーカー名, 型式, 機能・性能等)	施工完了/入替完了(予定)年月日	復旧事業経費(円)
					<input type="checkbox"/> 修理・修繕 <input type="checkbox"/> 入替			
					<input type="checkbox"/> 修理・修繕 <input type="checkbox"/> 入替			
					<input type="checkbox"/> 修理・修繕 <input type="checkbox"/> 入替			
					<input type="checkbox"/> 修理・修繕 <input type="checkbox"/> 入替			
						合計		

(注)

- 1 整理番号欄は、被害を受けた施設内の設備の場合のみ記入する。施設を特定するため、整理番号欄は、(4)-1「共同施設」で記入した整理番号を記入すること。
- 2 No.欄は、被害を受けた設備ごとに、1から順番に番号を振ること。
- 3 復旧事業の内容／仕様欄には、復旧事業区分に応じて、以下の内容を明記すること。また、事業内容や事業区分が適正であることを証する書類を添付すること。
(修理・修繕の場合) 修理・修繕箇所、見積書等取得の有無、設置場所が異なる場合は新たな設置場所
(入替の場合) 見積書等取得の有無、設置場所が異なる場合は新たな設置場所

5-1 復旧事業経費の配分

1 共同施設

整理 番号	施設名称	復旧事業経費 (円)
合計金額(A)		

(注) (4)-1 「共同施設」で記入した内容と一致させること。

2 共同設備

整理 番号	No.	設備名称	復旧事業経費 (円)
		合計金額(B)	

(注) (4)-2「共同設備」で記入した内容と一致させること。

3 経費の配分

補助事業に要する経費(円)	補助対象経費(円)	負担区分		消費税額等仕入控除税額(円)	補助金申請額－消費税額等仕入控除税額(円)
		補助金申請額(円)	組合負担額(円)		
備考					

(注)

- 1 共同施設及び共同設備の復旧事業経費について、(4)-1「共同施設」、(4)-2「共同設備」で記入した内容と整合させること。
- 2 「補助事業に要する経費」＝「共同施設の合計金額(A)」＋「共同設備の合計金額(B)」
- 3 「3. 経費の配分」で「補助事業に要する経費」＝「補助対象経費」とならない場合は、備考欄にその理由を明記願います。
- 4 「組合負担額」＝「補助対象経費」×1/4(端数切捨て)、「補助金申請額」＝「補助対象経費」－「組合負担額」
- 5 「消費税額等仕入控除税額」及び「補助金申請額－消費税額等仕入控除税額」は計上している場合のみ記入し、積算内訳を添付すること。